

民生文教常任委員会

1 開 議 令和6年3月6日(水) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第18号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第19号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第20号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第21号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第22号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員長	大塚正義	出席
副委員長	櫻井潤一郎	出席
委員	伊賀純	出席
	前田則隆	出席
	北原裕子	出席
	津守那音	出席
	中川雅之	出席

当局	保健福祉部長	益子敦子	出席
	市民生活部長	松浦正男	出席
	保育課長	清水春雄	出席
	高齢者幸福課長	小林さと子	出席
	生活環境課長	田上建二	出席

事務局	土屋大貴	出席
-----	------	----

◎開 会

午前9時58分 開会

○委員長（大塚正義） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

当局の出席者は、益子保健福祉部長、松浦市民生活部長、清水保育課長、小林高齢者幸福課長、田上生活環境課長であります。

本日の議事日程はタブレットに掲載のとおりであります。

◎議案第18号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第18号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（益子敦子） 議案第18号につきましては、議会本会議におきまして議案上程の際、概略を説明させていただいたところではありますが、本日は所管の清水保育課長が同席しておりますので、改めてご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 清水保育課長。

○保育課長（清水春雄） 保育課長の清水です。私からは、議案第18号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。46ページの議案書補助資料を御覧ください。

この条例は、市内の保育所、認定こども園等の運営に係る児童の適切な処遇の確保に関し、必要な事項を定めた条例でございます。改正の概要ですが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されました。改正点でございますが、1点目が保育認定を受けた満3歳以上の子供が幼稚園を利用する特別利用教育に係る読替規定を追加したこと。2点目が、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、標識等について書面の掲示等を義務づけている規定及び特定の記録媒体での提出を求める規定について改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

42ページの議案書を御覧ください。新旧対照表の改正前、旧の欄に掲げる規定を同表改正後新の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第23条の見出し、「掲示」を「掲示等」に改めます。第23条につきましては、重要事項の書面掲示の義

務づけを見直し、書面掲示に加え、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならぬ。いわゆるインターネットの掲示でございますが、この規定を追加する内容となっております。

続きまして、43ページですが、第36条第3項につきましては保育認定を受けた満3歳以上の子供が幼稚園を利用する特別利用教育に係る読替規定を下線部のとおり追加する内容でございます。

続きまして、44ページですが、第53条第2項第2号につきましては磁気ディスク及びCD-ROM等の使用による広報を求めた規定について、技術的中立性を明らかにする観点から媒体の種類を示さない形の磁氣的記録媒体に改める規定となります。

最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行するといたします。

以上で議案第18号の説明を終わります。ご審議を賜りますようお願いいたします。

○委員長（大塚正義） それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

北原委員。

○委員（北原裕子） この特定教育・保育施設の重要事項について、書面での掲示に加えインターネットを利用するとありますが、このインターネットを利用するというのは、今までネットを利用して保護者にとりか提示することはなかったのですか。今、小学校とか中学校ですとマチコミみたいなアプリがありまして、そういうアプリを通じてというのがありますけれども。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） まず、今保育園、幼稚園とか含めての状況でございますが、独自にホームページに掲載をしている保育施設はあります。ただ、規模の小さいところなどがそういったものが構築できていないケースなどがございます。今後、制度的なもの、このようになってくるので、小規模な施設であってもホームページの掲載などが必要となってくるかと考えております。あと、保護者への周知関係なのですが、一般的に急な連絡などが多かったですので、施設側が独自に携帯のアプリと言いますか、そういったもので保護者への連絡などを行っている、そういう施設は多数ございます。

以上です。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） なかなか保育の現場って先生方一人一人対応するのにすごくご苦労されていると思うのですが、日々の子供たちの記録を毎日毎日先生方は書いていらっしゃると思うのですが、そういうものも今後やはりインターネット媒体とかうまく使いながらという考えはありますでしょうか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 今、国の補助制度などもIC化と言いますか、そういったことでどんどん波及をしているのが実情でございます。お子さんの登園記録だけではなくていろいろな連絡事項、特定のクラス担任の保育士が必ずずっと見ているわけではない、引継ぎなども当然ございますので、そういったときに引き継がれた事項がいわゆるタブレットと言いますか、そういったものできちんと引継ぎがなされていく、そういったことが望ましいのかなと思いますので、施設側からそういうもし要望があれば導入していきたいとは思っておりますが、すぐ近くの施設で導入しているところがちょっとないので、勉強しながら考え

ていきたい、そのように思っております。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第18号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第19号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第2、議案第19号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（益子敦子） 議案第19号につきましても、本会議におきましてご説明を申し上げたところでございますが、本日は清水課長からご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 引き続き議案第19号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

48ページの議案書補助資料を御覧ください。本条例は、放課後児童健全育成事業を実施するに当たり、国が定める従うべき基準と参酌する基準を条例にて設備及び運営に関する基準を定めているところです。このたび、こども家庭庁の放課後児童健全育成事業実施要綱が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件が一部変更されたので、本条例の一部を改正するものであります。

改正の概要ですが、放課後児童支援員とは、本条例第10条第3項に定める基礎資格を有する者が都道府県等が行う認定資格研修を修了した者で、事業所ごとに1名以上配置しなければならないと定められておりますが、附則第2条において条例で定めた期限までに研修が修了予定である者も放課後児童支援員と見なせる経過措置が取られており、令和5年3月31日までが期限となっております。本市におきましては、

令和2年3月31日時点で全ての放課後児童クラブに2人以上の放課後児童支援員が確保できたことから経過措置の延長はしておりません。

令和5年3月31日をもちまして国の経過措置が終了する予定でしたが、全国的に放課後児童支援員の急な退職や新たなクラブの開所に支援員の確保が間に合っていないなどの問題が発生していることを踏まえ、新たな経過措置が設けられました。その内容は、職員の研修計画を定め、業務に従事することとなった日から2年以内に研修修了を予定するという2つの要件を満たす場合は、放課後児童支援員として見なせるというものであり、期限は設けられておりません。本市におきましても今後急な退職等により支援員が不足し、放課後児童クラブが開所できなくなるという事案が発生することも考えられますので、そのような事態であってもクラブが開所できるよう条例の一部を改正するものであります。

47ページの議案書を御覧ください。新旧対照表の改正前、旧の欄に掲げる規定を同表改正後新の欄に掲げる規定に下線で示すように改正をいたします。改正の内容は、附則第2条、放課後児童支援員に関する経過措置中この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間を当分の間に、平成32年3月31日までにその者の研修計画を定めた上で放課後児童支援員として業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修をに改めます。

最後に、附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

前田委員。

○委員（前田則隆） 今回は職員の研修計画を定めることと研修をある程度の期間、2年以内にとすることは理解しますが、その事業所の方針の、遊ばせているだけのところもあれば、いろんな形で子供の特性を生かして、せっかくの時間ですのでそうやっている事業所の差があると思うのですが、その辺は規約とか決まりとか指導というのはあるものなのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） まず、前段としまして放課後児童クラブ、今回の放課後児童健全育成事業につきましては、当然ながら児童福祉法、その他もろもろの法令に従うものですので、大枠として必ず守らなければならない部分というのはございます。それ以外の独自の部分につきましては、施設側の運営方針と言いますか、そういったものがあるかなと思っておりますので、施設ごとの独自性、こういったものはあってもよろしいかとは思いますが、当然ながら守るべきものは守る、お子さんはしっかり見る、安全確保とかそういったものは、これは必ず従っていただくものと判断をしております。

以上になります。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はありますか。

津守委員。

○委員（津守那音） 2年以内の研修をとということだったのですが、これは国の基準なのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 今回の条例につきましては、国の実施要綱と言いますか、こちらが改正されたことに伴いまして本市の条例もこの従うべき部分、そういったものを全て取り入れたと言いますか、部分に

なっておりますので、国の改正があったので市のほうも同じく改正をしているというようなものでございます。

以上です。

○委員長（大塚正義） 津守委員。

○委員（津守那音） 私としての感覚なのですが、2年ってちょっと長いような感じがするのですが、2年になった理由というのは何かあるのですか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） まず、この研修につきましては具体的にどういう研修かと言いますと、分野が6分野、教科で言いますと16教科ということで、1つの研修が90分の研修となっております。延べにすると24時間の研修ということで、栃木県がこの研修のほうを行っているのですが、日程的にはやはり教科の1こまが90分ということで日程的にはぎっちり詰めても3日とか4日とかそれなりにかかるものでございます。当然ながら研修を受けてすぐに活躍できればいいのですが、その辺の時間なども見ながら判断をしたものかなと思っております。また、一部ではこの研修があまりにも長過ぎて、本当は志を持ちながらもこの研修期間で退職と言いますか、やめてしまう指導員がいるということは、これは全国的な例なのですが、ちょっと聞いたこともございます。

私からは以上です。

○委員長（大塚正義） 津守委員。

○委員（津守那音） 最後になりますが、県の研修なのですが、年に何回ぐらい開催されていますか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 今はオンラインの研修などもございますけれども、令和5年中に行われたのが、オンラインでは2回の研修が行われています。それと、いわゆる集合研修と言いますか、実地の研修、こちらも日程的には9月に集中的に開催されまして、県のほうではこの9月に行ったものが1回と言いますか、そのような状況かなと思っております。

私からは以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はありませんか。

中川委員。

○委員（中川雅之） 課長の先ほどの説明の中に、例えば大田原市は今2人以上支援員がいて、全ての支援員が施設にいると話だったのですが、その中で先ほどの課長のお話で不測の事態が起きた場合にはという形で、そうなった場合に例えば今補助員で雇っている方なんかもいらっしやると思うのですが、そういう方がある程度、例えば教員の免許を持っていたりとかそういうので、ただ研修を受けていないと、その中で計画を立てますよね。そうなった場合に、計画を立てた日から支援員として認めるのか、給与体系というのはどういうものを基準としてその給与体系というのを基準になるのかというのはちょっと私もよく理解できない部分があるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 給与体系につきましては、今現在は、放課後児童クラブ各施設に、法人に委託をしている状況ですので、その給与体系、細かい部分までは私のほうではちょっと把握はしていない部分は

ありますが、ただしやはり資格を持っている支援員と正式なと言いますか、資格のないいわゆる補助員については当然ながら給与の格差というのは出てきてしまうのかなと思っております。私どものほうは、今補助者で入っている方、今後も志を持っていただいて長く続けていただきたい、そういった方についてはこの認定資格研修をどんどん受けて見聞を広めていただけるような促しはしているところでございます。

以上です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） 今回、研修の計画を定めるという形なのですが、その計画というのはどういう段階で出すのか。例えば雇いますよって言った日の前に、例えば履歴書とか一緒に計画書を出してそれを受理しないと認めないとか、何かそういう規定的なものというのはあるのかなと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） すみませんが、私も詳しく把握していない部分もちょっとあるかもしれませんが、まず最初に、基礎資格というものが当然必要となってまいります。一般的には、保育士とか社会福祉士、教員免許とかそういったものをお持ちの方、それとか2年以上児童福祉事業に携わった方、そういった資格をお持ちの方が今回の研修を受けたときに支援員として認められるものでありまして、まずこの基礎資格を有する者の雇用と言いますか、採用、まず基礎資格に当たるかどうか、ちょっとここがまず出てくるのかなと思うのです。ちょっと一般的に考えますと、放課後児童支援員を行いたい。だけれども、この基礎資格を有していないとなってくると、最短でもこの児童福祉事業に2年以上従事したというような形をつくらないと基礎資格が得られないのかなとちょっと思っておりますので、ここについては個々のいろいろな経歴とかございますけれども、あとは任用する法人側で今後支援員をどのように確保していくかという方策になってくるかな、その中で各法人が研修の計画を立てていく、そのようなものになるかなとちょっと私は思っております。

以上です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） 例えば資格を持っている人という形で、例えば保育士だったりとか社会福祉士、幼稚園教諭だったり小学校教諭などの資格を持っている人という形なのですが、その中で例えば大学を卒業して今現在補助員でいると。ただし、教員的な部分は持っていない中でも2年間従事すればある程度資格が得られるという形です。その中で、例えばこの県の研修を受けるということになったときに、実質的に修了した段階で資格が取れるという形で、そのときになって初めて補助員だったら時給、逆に支援員だと月給制だと思うのですが、そういう給与体系というのもどこの段階で変わるのかなというのが私もちょっとよく分からない部分があるのですが、その辺は、私はちょっと説明不足なのか分からないのですが、その辺のすみ分けというのはどこからすみ分けをするのか、その辺ちょっと教えていただければありがたいと思うのですが。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 先ほども申し上げましたが、どうしても給与体系につきますと法人任せと言いますか、そういった部分があるので、ちょっと分からない部分がございますが、やはり補助員と資格をお持ち

ちの支援員となると給与の体系とか、当然金額もそうですが、変わってくるかと思っております。その中で、例えば先ほど委員からご説明がありました大学を卒業した場合なのですけれども、実はこの基礎資格につきましては要件が全部で10ほどございまして、例えば大学において心理学とか社会学とかそういった課程を卒業した者、これも基礎資格を有する者になってまいります。当然、最初からこの基礎資格がある方とない方では若干法人の採用とか給与体系も変わってくる可能性があります、その方が今後も引き続きずっと行っていくということであって、近々、例えば研修を受けてすぐに支援員になれるというのが見込まれるのであれば、その給与体系については法人サイドで考えていただく、そのようなものかなと私は思っております。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに。

北原委員。

○委員（北原裕子） 放課後児童支援員の研修が県で行われるとありました。これは、有償でしょうか、無償でしょうか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 詳細な資料をちょっと持ち合わせていないのですが、当然ながらテキスト代とかそういったものがあるので、私は有償かなと思っております。あと、実はこの研修につきましてはなかなか市町村単位ではできない部分がございます。県がまとまって県内の各市町に声をかけるとともに、実は若干の負担金といいますか、そういったものを出して行っているものなので、当然ながら民間施設の研修とはまた意味合いが違いますので、その参加の費用と言いますか、こういったものは低い金額に抑えられているのではないかな、ちょっと推測になりますけれども、そのように思っております。

私からは以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑ございますか。

櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 私からは、研修計画を立てるということで、県としましては先ほどオンラインで2回開催しているというところで、実技は9月に1回やったということですね。研修時間が24時間ぐらいかかるということで、これはオンラインの授業ですと1回で済んでしまう話ではないと思うのですけれども、オンライン2回開催した中で1回目というか、何日か期間があるのかどうかお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 今手元に資料がございまして、オンラインの場合ですとリアルタイムにというのではなくて視聴期間が定められていて、その中で16教科と言いますか、受講できるようなものになっております。オンラインにつきましては、去年は9月から11月末までが視聴期間がまず第1回、第2回目が11月1日から1月31日までというちょっと長い期間で、その中でいわゆる16教科の講習と言いますか、そういうのを受けられるものとなっております。

私からは以上です。

○委員長（大塚正義） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 2年以内ということなのですけれども、2年超えてしまった場合どうしても受講し

きれなかったといった場合は、これはもう一回最初からやり直しになるのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 国の要綱で2年以内となっているので、もうそれに従うしかないのかなと思っておりますので、あとは受講自体は非常に、先ほども感覚的には2か月とか実地研修の場合であれば1か月間という比較的コンパクトになっておりますので、可能な限りこの期間に受講をしっかりと充てていただくのが、法人が定める研修の計画かなと私は思っております。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第19号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第20号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） それでは、日程第3、議案第20号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（益子敦子） 議案第20号につきましても本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日所管の小林高齢者幸福課長が同席しておりますので、課長からご説明をいたします。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） 議案第20号についてご説明をさせていただきます。資料は49ページからでございます。123から128ページは、補助資料、添付資料になります。

123ページの議案書補助資料を御覧ください。介護保険制度につきましては、3年に一度介護報酬の改定が行われることとなっており、併せて介護サービスに係る基準の見直しが行われます。厚生労働省が定める指定居宅介護等の事業所、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正

に伴いまして介護サービス事業所に係る基準を定める大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、大田原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、大田原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の4つの条例につきまして、一括して関係部分を改正するものであります。

124ページを御覧ください。令和6年度の介護報酬改定の概要についてご説明いたします。今回の改正の大きな柱としましては、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、1、地域包括ケアシステムの深化、推進、2、自立支援重度化防止に向けた対応、3、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、4、制度の安定性、持続可能性の確保、5、その他の5つとなっております。

125ページの改正概要を御覧ください。本来であれば、新旧対照表にて当該改正箇所の説明をするところではありますが、改正箇所が多く、また4つの条例とも改正する箇所につきましては共通する部分が多いため、改正概要に沿って説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、改正内容についてご説明をいたします。まず、1、介護療養型医療施設の制度上の廃止になります。これは、令和6年3月31日をもちまして介護保険施設としての類型が廃止されるため、文言の削除となります。

次に、2、管理者の兼務要件の緩和です。効率的なサービスの提供の推進のため、施設の管理者等に関し、同一敷地内の施設でなくても兼務を可能とします。

次に、3、テレビ電話装置等を用いたモニタリングです。質の高い公正中立なケアマネジメントのため、訪問によるモニタリングから一定の要件の下、テレビ電話等のモニタリングを可能といたします。

126ページに移りまして、4、協力医療機関との連携体制の構築です。医療と介護の連携を推進するため、高齢者施設等について施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関等と実効性のある連携体制を構築することを義務化するものです。ただし、令和9年3月31日までは努力義務といたします。

次に、5、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務化です。各事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上、その他の生産性向上に資する取組の促進を図るため、当該委員会の定期的な開催を義務化するものです。ただし、令和9年3月31日までは努力義務とします。

次に、6、重要事項のウェブサイトの掲載義務化です。事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、書面掲示に加え、インターネット上での情報の閲覧が完結するようウェブサイトへの掲載を令和7年4月1日から義務化するものです。

127ページに移りまして、身体的拘束等の適正化の推進です。高齢者虐待防止の推進のため、各サービスの具体的取扱い方針の中に身体的拘束等の適正化を図るため、より具体的な措置方法を明記させるものであります。ただし、令和7年3月31日までは努力義務といたします。

次に、8、生産性向上に先駆的に取り組む特定施設に係る人員基準等の特例的な柔軟化です。見守り機

器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、生産性向上に先駆的に取り組む特定施設について人員基準を緩和するものです。

次に、9、指定介護予防支援事業者の対象拡大です。指定介護予防支援事業所が市町村から指定を受けて指定介護予防支援を行うことができるようにするものです。

128ページに移りまして、10、公正中立性の確保のための取組の見直しです。効率的なサービス提供の推進のために事業者の負担軽減を図るため、各サービスの利用割合等の事項に関しまして利用者に説明し、理解を得ることを努力義務とするものです。

次に、11、ケアマネジャーの1人当たりの取扱い件数です。人員に関する基準において従事者1人当たり支援可能な利用者数を拡大するものです。以上が改正概要となります。

最後に、附則であります。条例の施行期日は令和6年4月1日とし、先ほど説明した義務化、努力義務化の経過措置をそれぞれ設けます。

議案第20号の説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） ケアマネジャーの拡大、1人担当支援者を拡大するという、これは何人ぐらいを目安にされているのか、今は大体どのぐらいを担当されてどのぐらいの規模で拡大をされていくのか伺いたします。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） 現在は、ケアマネジャー1人当たり44件、42人を担当する上限としておりますが、それを49件まで引き上げることになっております。

○委員長（大塚正義） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 何かすごく数が大きいのだなという感じがするのですけれども、49名というのは1人当たりのケアマネさんで見られるものなのですか。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） ケアマネジャーの担当件数などは、度々社会保障審議会で、当然その関係者も含めて検討されております。ケアマネジャーの方々は大変職業意識の高い方で、上限がそうになっておりますけれども、各事業所で大体35人までぐらいかなというようなことで適切に分担しながらやっていると多いようでございます。ですから、上限が49になったからといってみんなそういうふうにするとは限らないと思いますし、安定して介護サービスを受けられる方だったら49件までできると思いますけれども、非常に不安定で医療との連携などが必要な場合は、ちょっと手間がかかるという言い方をしたら失礼ですけれども、支援が多岐にわたる場合は担当件数を減らしてやっている事業所もあると聞いております。

以上です。

○委員長（大塚正義） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） あと、この訪問介護からテレビ電話モニタリングに少しずつ移行される予定、基準を満たせばということらしいのですけれども、この訪問介護は一番お医者さんが相手先に行くとすぐべ

ストな状況だと思うのですけれども、このテレビ電話を受ける側、家庭として受ける側はどのような体制にされていくのかということをご説明してください。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） 改正内容の3番のテレビ電話等を用いたモニタリングに関する質問だと思いますけれども、こちらはケアマネジャーは1か月に1回ご自宅を訪問して状態の確認、介護サービスが適切かどうか、自立支援に資するかどうかということを一か月に1度ご自宅に行ってモニタリングするということが基準で決められております。それがコロナなどもありまして家に来てほしくないというようなこともありましたので、条件を整えればということで、利用者が安定しているとかテレビ電話が使えるとか、あとはこの月、例えば3月はテレビ電話によるモニタリングだけれども、4月はご自宅に行ってモニタリングをするというような条件を整えればモニタリングはテレビ電話でも可能ということで、まだまだそのケアマネジャーのモニタリングに関する基準の緩和でございますので、なかなかそこまではということでございます。

○委員長（大塚正義） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） あと、拘束の件がありましたね、報告するとか。これはどういうときの拘束を思っているのか、ちょっとお聞きします。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） 7番の身体的拘束等の適正化の推進に関するご質問だと思いますが、こちらは身体拘束を理由もなしに行ってはならないということになっておりますので、当然身体拘束を行わなければならない理由をきちんとケース記録というか記録書に書いて、ご家族会ではご家族にも同意をいただいてというふうにするというようなことをきちんと運営基準の中に明記するより、意味もなく気軽にやるものではないということを事業所が努力をして必要な措置を明記するということになっております。

以上でございます。

○委員長（大塚正義） 前田委員。

○委員（前田則隆） それと並行して8番、夜勤の介護で拘束したり徘徊する患者さんの危険を、あるいは事故防止のために、恐らくこのテクノロジーというのはどんな形での、これは個人情報ではなくても権利ありますね、要するにテレビカメラとか何かそういう意味だと思うのですが、その辺をご説明いただければ。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） まだまだこれは、テクノロジーはこれから介護事業所のほうにどんどん取り入れていくことになると思っておりますが、今一般的に使われているものはベッドから離床したときに分かるようにベッドの周りにセンサーつきのマットを敷いておいて、夜で就寝の時間だけれども、何々さんが起きたということが分かって駆けつけられるというようなものを使っています。あとは、テレビカメラなどはプライバシーの問題もありますので、個室につけるのはなかなか難しいのですが、デイルームなどにはつけておる事業者もちらほら出てきております。そういった職員の目の見守りだけではなくてテクノロジーを使って見守りを推進して、生産性向上に努めていきたいと思いますという流れになってきております。

以上でございます。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回のこの法の改正ということで、先ほど課長のお話で3年ごとの改正という形なのですけれども、やはり事業者だったりとかケアマネだったりとかという現場の方たちが本当にこの改正によってまた新たに仕事が増えたりとか、やっぱりそういう事業、改正内容を理解するためにやっぱり相当努力しないとまらない部分があるので、その辺きちんとした形で、やはり定期的集まって状況を確認したりとか、やっぱりそういうものもまめに踏まえながら充実というものを図っていただければありがたいと思いますので、その辺よろしくお願いします。

○委員長（大塚正義） ほかに意見はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第20号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第21号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大塚正義） 次に、日程第4、議案第21号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（益子敦子） 議案第21号につきましても本会議におきまして私からご説明を申し上げたところでございますが、本日は小林高齢者幸福課長からご説明をいたします。よろしくお願いたします。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） 議案第21号についてご説明いたします。資料は129ページからになります。

136ページの議案補助資料を御覧ください。まず、議案の概要でありますが大田原市の高齢者福祉計画、介護保険事業計画、あんしんプラン第9期計画の策定に当たりまして、第1号保険料に係る段階を現行の12区分から13区分に増やし、高所得者及び低所得者に係る率の見直しを行い、低所得者に係る公費による

減額賦課に係る基準が引き下げられることに伴いまして、見直しを行うものであります。

また、賦課期日後における第1号の被保険者の資格変更があった場合の措置につきまして、条例第3条で規定する介護保険料率の算定に関する基準をこれまでの介護保険法施行令第39条に準拠していましたが、これを、同施行令第38条に変更いたします。さらに、第1号保険料の減免申請の期限を明記します。

条例改正の説明前に、保険料の算定方法を説明いたします。まず、令和6年度から令和8年度までの計画期間の3年間分の給付費総額221億円と算定しました。

次に、給付費総額に対して第1号被保険者が負担する23%に相当する額を求め、予定保険料収納率99%と計算し、被保険者の延べ人数で除し、保険料基準額を算定いたします。後に、介護保険の費用の余剰金を管理している介護保険財政調整基金で調整し、保険料を決定することになります。このたびもこのようなプロセスで介護保険を設定いたしました。

次に、137ページを御覧ください。第8期計画と第9期計画における第1号保険料の比較につきましてご説明いたします。まず、非課税層であります。第1段階の方の保険料は年額630円増の2万2,230円とします。第2段階は年額1,830円増の3万7,830円とします。第3段階は年額3,030円増の5万3,430円とします。なお、第1段階から第3段階は保険料の軽減措置後の金額であります。第4段階は年額5,400円増の7万2,000円とします。第5段階は年額6,000円増の7万8,000円とします。

次に、課税層であります。第6段階の保険料は年額7,200円増の9万3,600円とします。第7段階は年額7,800円増の10万1,400円とします。第8段階は年額5,400円増の11万7,000円とします。第9段階から階層の変更がありますので、年額のみ説明いたします。第9段階は年額13万2,600円、第10段階は年額14万8,200円、第11段階は16万3,800円、第12段階は17万9,400円、第13段階は18万7,200円とします。

129ページを御覧ください。次に、改正内容であります。新旧対照表の改正前に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。同3条の対象期間を令和6年度から令和8年度までに改めます。第1号から第13号までに掲げます各階層の保険料につきましては、先ほど説明したとおりであります。あんしんプラン第8期計画は、保険料の弾力化を行っておりましたので、介護保険法施行令第39条で定める特別の基準による保険料率の算定を根拠としておりましたが、施行令第38条に準拠する改正を行います。

次に、132ページを御覧ください。同条第2項で前項第1号の保険料の軽減措置を、次ページに参りまして、同条第3項で同項第2号の保険料の軽減措置を、同条第4項で同項第3号の保険料の軽減措置をそれぞれ規定します。第5項の改正は、引用する項ずれを改めるものであります。第5条の改正は、引用条項を改めるほか、用語の修正であります。

134ページを御覧ください。第10条で定める保険料の減免で、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者につきましては、納付期限7日前までに特別徴収方法により保険料を徴収されている者につきましては、年金支払い月の2月前の15日までに申請書を提出するよう明記いたします。

最後に、附則であります。附則第1項で施行期日を令和6年4月1日から施行するとし、附則第2項で経過措置として条例改正後の規定は令和6年度以降の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料についてはなお従前の例によるものとするとしております。

議案第21号の説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

北原委員。

○委員（北原裕子） この介護保険料の基準なのですけれども、なかなか高齢化率と利用する人とをうまく考えての利用料金だと思えるのですけれども、やはりちょっと周りの市町村より高めな感じですか。基金がやはり7億円ぐらいあるとは思えるのですけれども、3年で改定することはその基金とのバランスってどのようか考えてこの保険料の値段を決めているのか、ちょっとお聞きください。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） 基金の取崩しに関しましては、今回は保険料の設定がとても難しい作業でございました。コロナによる利用控えなどもありまして、どの程度給付が伸びるのかということがとても難しい作業になりました。基金は、もちろん令和5年度末で8億1,000万円程度あるのですけれども、3億9,000万円を取り崩して基準額6,500円と設定いたしました。基金を4億2,000万円残したことになりますけれども、それは急激な介護給付の伸びがあったときに、大体3か月分の1号保険料で支払うべき給付額を残そうということで、こちらの作業は高齢者幸福課だけでやったものではなくて、介護保険運営協議会で委員の皆様にお諮りしながら決めております。ただ、恐らく3月中旬には公表になるかと思っておりますけれども、県内では上位の保険料だというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（大塚正義） 北原委員。

○委員（北原裕子） やはり利用者数もほかの市町村とも比べて率も多いということでしょうか。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） 利用者が多いかということになりますと、介護の認定率というのがあるのです。高齢者の中で介護の認定を受けている人が多いかどうかということになりますと、そんなに飛び抜けて多いわけではないのです。ただ、介護サービスを使っている方、介護保険は平成12年にスタートしましたけれども、必要な人が介護サービスをきちんと受けられるようにということで基盤整備、事業所整備をしてまいりましたので、介護が必要な人は介護サービスが使えるようになっている。あとは、介護保険制度の理解も市民の皆さんがしてくださっているというふうには思っております。ただ、増えているから仕方がないというふうには思っていないで、給付適正化事業とか介護予防事業などは引き続き取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（大塚正義） 前田委員。

○委員（前田則隆） 利用者さんと受け入れる事業者の待つ、足らないとか、そういうのはこれから余ってくるのか、これから足らなくなるかということでもこれのお金がいろいろかかってくると思うのですが、その辺の見通しはどういうふうか。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） 当然利用の見込みが増えてくると、高齢化率が増えてきますので、高齢者が増えてくるので、利用介護サービスが必要な、介護が必要な状態なのに介護サービスを受けられないということがないように事業所の整備はしてまいりました。これからは利用者が増える。ただ、ずっと増

え続けるわけではなく、ある一定のときになったら事業所も今ほどは要らなくなる時代が来るとは思いますけれども、9期計画中は利用者が伸びるというふうに予想しております。

以上でございます。

○委員長（大塚正義） 前田委員。

○委員（前田則隆） そうすると、先に枠ができてしまったから、そこまでやっぱり営業努力で入れてしまうということはないかな。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） 入れてしまうということだと入所施設のことかと思えますけれども、入所施設も県が指定している入所施設、市が指定している入所施設がございます。本当に必要な人がどのぐらいいるかというのは県と市で特別養護老人ホームに入所している人数が何人いるか、そして1つの施設だけ申し込むわけではなく3つも4つも申し込めるものですから、それを名寄せして本当に何人申し込んでいるかということと市で連携取り合っておりまして、建物を建ててしまったからということでは、入れてしまうということはないです。特別養護老人ホームなどは入所できる要件などもきちんと定まっておりますので、そういった考えは9期計画ではやっていませんし、今までもやってきていません。

○委員長（大塚正義） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 私も、これは市民の皆様と雑談する中でちょっとお話が出ることなのではございますけれども、この介護保険を利用される方が随分増えてくるという見込みがあるというお話を受けてなのですけれども、介護認定をされる、介護何級、そういう段階が軽くなるという声を聞くのです。3年前よりももっとひどくなっているのに、何か階級が要介護から支援になってしまったとか、そういうのはやっぱりそういうお金が膨らんできて、そういうことというのはないと思うのですけれども、そういうことをこの頃よく聞くことが多くて、それは関係はしていませんよね。

○委員長（大塚正義） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） 介護給付が膨らんでいるから、認定を下げるということは一切ありません。コロナ感染症の影響で厚生労働省のほうからコロナに感染をするリスクを考えて人と会うことが高齢者がすごく不安がっているようであれば、最初に持った認定、令和2年当時に持った認定をそのまま認定調査をせずに合算して、また1年延長してもいいというのが三、四年続いたのです。ですから、認定調査をしていけば少しずつ改善して下がってきたものが、3年間自動更新をしたために、今回、令和5年度から認定調査が始まったので、急に下がったという印象があるのはそういうことなのではないかと思えます。当然、介護サービスは要介護の方に関しましては自立支援に資するサービスの提供になっておりますので、だんだん改善するのはいいことだとは思っておりますが、急に下がったという印象があるのは自動で合算で認定調査をせずに1回取得した認定がそのまま続いていたから、そういう印象をお持ちの方が多くはないかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(大塚正義) 意見はこれで終わります。

それでは、採決いたします。

議案第21号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(大塚正義) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

保健福祉部長、保育課長、高齢者幸福課長は退席していただいて大丈夫ですので、入替えをよろしくお願いたします。

(執行部退席)

ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時08分 再開

○委員長(大塚正義) それでは、会議を再開いたします。

◎議案第22号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(大塚正義) 日程第5、議案第22号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(松浦正男) 本日はよろしくお願いたします。

それでは、議案第22号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところでありますが、本日は担当の田上生活環境課長より改めて説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○委員長(大塚正義) 生活環境課長。

○生活環境課長(田上建二) 生活環境課長の田上です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第22号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料140ページ、議案書補助資料を御覧ください。

まず、議案の概要であります。令和6年4月から自動車運転者の労働時間等の改善のための基準、改善基準告示が全国一斉に適用されることから、市営バス事業における委託事業者の運転者不足により現在

の市営バス運行ダイヤを存続することが困難となるため、市営バス11路線のうち金田方面循環線、野崎方面循環線、蛭田・湯津上線、大田原女子高線、黒磯駅・黒羽高校線の計5路線について土曜日を運休とする運行日の変更を行うため、大田原市自家用有償バス設置条例の関係部分を改正するものであります。なお、大田原女子高線及び黒磯駅・黒羽高校線につきましては、これまでは休校日を運休としておりましたが、改正後は休日に学校行事等が開催される場合はバスを運行するいたしますので、これまでの運行との変更はございません。

138ページ、議案書を御覧ください。次に、改正内容であります。新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。第2条の見出しを「用語の定義」から「定義」に改めます。また、第2号に規定する休日について、新たに土曜日を追加し、「休日」を「日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日」といたします。別表第3条関係につきましては、8の蛭田・湯津上線の運行日、「年末年始を除く毎日」に「休日」を追加し、「休日及び年末年始を除く毎日」と改正いたします。

139ページにまいりまして、附則といたしましてこの条例は、令和6年4月1日から施行するいたします。説明は以上です。

○委員長（大塚正義） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之） 今回の改正なのですけれども、議案書の補助資料の中の一番下のほうに書いてあるのですけれども、休日学校行事等が開催される時はというお話なのですが、多分、今回このバスをなくすというか、土曜日をなくす場合の学校側との話し合いは多分持っていると思うのですが、その行事等というのは年に何回ぐらい、実質的にその対象となる行事というのは何日ぐらいあるのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 正確な回数は、ちょっと今手持ち資料がないので、あれなのですけれども、文化祭だったりとかそういった行事でありますので、年に5回前後かなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） そうしますと、学校の行事があるときは平日と同じように、時間的に同じような時間を走らせるのか、例えば学校行事に合わせて走らせるのか、その辺の協議というのはどういうふうな形なのか。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） まず、学校に対して1年間の行事のスケジュールを年度当初にもらっています。基本的には同じ時間帯で走るのですけれども、その行事によってはその都度協議をしてそのスケジュールに合わせた運行というようなことで対応しています。

以上です。

○委員長（大塚正義） 中川委員。

○委員（中川雅之） あと、今回の法改正で4月からという形なのですけれども、例えば国のほうでも4月

から労働時間のやっぱりそういう改正があってという形で、例えば大田原市のバス路線を見ると関東自動車さんなんかもやっぱり対象になってくる部分というのはあるのかなと思うのです。そういった場合に、例えば今回土曜日がなくなってきた場合に関東自動車さんと協議をして、その分は少し緩和したりとかいろんな形でのすり合わせ的な協議というのが行われるのか、その辺はどういう考えなのか。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 関東自動車とも個別に協議はしておりますけれども、まずこの議会に提出する前に大田原市地域交通会議という組織がございます。これは、道路運送法に定められた組織でございます。市長が会長になっておりますけれども、その委員は国土交通省だったり、栃木県だったり、あとは副市長も含め関係する部長、そのほか関東バス協会、タクシー協会、または市民の代表者、そういった30名の委員で組織するのですけれども、それを年2回、6月と12月で開催してまして、その中で福祉交通、公共交通に関する協議をしております。その中でいろいろ話をしているわけですが、今回のこの減便等については昨年の12月のときに最終的な承認を得たというふうな経過になっております。

以上でございます。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 私、大田原女子高、結構近くなので、よく土日に前を通ることがあるのですけれども、学生さん結構多く前のコンビニとかいろいろなところでお見かけをするのですけれども、土日便がなくなるということはあの子たちどうなるのだろうかってすごく思ったりするのです。部活があったり、そういう行事ではなくてもやっぱり学校で文化祭の準備であったりとか、そういうことが私はあるのではないかと想像するのですけれども、そういうところに対しての考え方はどういう感じになりますか。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 個人的な行事というのでは、ちょっと対応はしかねないのですけれども、学校としてのイベント、行事のあるときにはできるだけ対応するようにしていますので、学校の全体の行事のときには対応するというようなことです。

○委員長（大塚正義） 市民生活部長。

○市民生活部長（松浦正男） これまでの大田原女子高線と今回の条例を改正した場合の大田原女子高線についてなのですが、表記のほうは変わるのですが、これまでの女子高線についても学校が休校のときには走らないよという内容だったのです。ですから、部活とかそういったところについては今までもちょっと不便をかけていたかなということなのですが、今回の条例の改正に関しましては以前のものと同様これまでの運行の仕方と女子高線自体変わっていないというところで、確かに部活動とかそういったところの利用を希望する方もいらっしゃると思うのですが、今回はその辺については変わりはないというところでご理解いただければと思います。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

北原委員。

○委員（北原裕子） 今回バスのほうは土曜日走らないということになりましたけれども、これに準じてほかデマンドが、バスが走らないところ通っているかと思うのですけれども、デマンドに関しては土曜日は

運行休止ということはないという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（大塚正義） 市民生活部長。

○市民生活部長（松浦正男） 土曜日、日曜日のデマンド交通の運行については前もって予約をいただきまして、予約があった場合にはその予約に対応して土曜、日曜、祝日と走るような状況になっております。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） デマンド交通の運休日につきましては、12月29日から1月3日までが運休日というふうになっていますので、それ以外は走ります。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 対象者として大田原女子高の生徒の方々が休みの日とかに利用されるときは運行しますよということなのですけれども、もしかすると、例えば文化祭があったときには地域の方々もそれに乗って女子高に行くかもしれませんよね。そういったのを考えますと、この休みの日に運行しますよという周知はどのようにするのかお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） 実際に乗っている人は高校生がほとんどなのですけれども、それを一般の方に周知するのもなかなか難しいと思うのですけれども、あくまで市営バスですから、一般の方も乗るのは可能なので。

○委員長（大塚正義） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） ということは、生徒たちには周知させるということだと思っておりますが、その辺はどのようにするのかお伺いいたします。

○委員長（大塚正義） 生活環境課長。

○生活環境課長（田上建二） あくまでも学校として調整をしているものですから、学校から生徒さんには教えていただくと、知らせていただくというようなことで対応を取っています。

○委員長（大塚正義） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 先ほど質問の中で、もしかしたら一般の方も乗るかもしれませんので、一般の方々にも周知できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（大塚正義） ほかに意見はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大塚正義） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第22号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(大塚正義) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 大田原市自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎閉 会

○委員長(大塚正義) 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれをおもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時22分 閉会